

相談事例(10)

自動車保険の中途解約 ～返戻金計算に疑問～

相談内容

インターネット通販で任意自動車保険を 2012 年に更新した。支払いは一括払いで 78,400 円。契約後 5 か月経って解約を申し出たところ、年払い保険料の 35%しか返金されないことが判明した。半年も経過していないのに 35%、27,440 円しか返金されないのはどうしても納得できない。(60 歳代 男性)

■わかりづらい返金計算

損害保険会社（以下 S 社）に問い合わせをしました。その説明によると、当社はインターネット通販専門である。支払いは年払いの場合クレジットカード、銀行振込、コンビニエンスストア払いの 3 通りである。分割払いはクレジットカード払いしかできない。また、分割払いの保険料は年払いの保険料に 5%が加算される、ということでした。

基本保険料は年払い保険料である。年払い保険料は、月額いくら、ということではない。保険料にはさまざまな経費が加算されているので、単純に 12 か月で割ればよい、ということではないとの説明でした。

とするならば、分割払いの保険料も同様に経費は加算されているはずですが、分割払いの場合は、年払い保険料に 0.5%を加算した金額の合計を 12 分割して支払うことになっている。中途解約は原則ないものと考えている。やむを得ない場合には、契約解除の変換保険料の計算方式にのっとって計算した額を返金する。変換保険料がマイナスの場合は、保険料を追加請求する。インターネット上に詳しく記載してあるので、契約する前に十分理解してほしい、とのことでした。

■重要事項説明

S 社のホームページを見てみました。保険の商品案内、契約等 20 ページに渡る説明があります。解約については 17 ページに「ご契約後にご注意いただきたいこと」の項目に契約の変更・解約についての説明と返還保険料の計算方法が記載されています。そこに「短期料率表」とあるのが、年払い保険料に適用される返還保険料の料率だとわかりました。

この料率の根拠を聞いたところ、S 社独自の判断である。公表はできない。保険商品の一環として金融庁の認可を受けている、との説明でした。

契約解除にかかわる事項は、重要事項説明として記載しているとの説明でしたが、「契約する前」に解除の条件を知っておくことも大切です。また、(インターネット上の)契約書は長いので、よく読まないかもしれない、との説明もありました。解除に係わる説明は、消費者が理解しやすいように説明書のはじめに重要事項として簡潔にまとめた項目を記載してほしいと考えます。

■トラブル防止のために

この相談者の場合に当てはめると、分割払い保険料の年額は、82,320 円となり、1 か月分の保険料は、6,860 円です。5 か月分の支払い総額は 34,300 円となり、48,020 円が返金（請求されない）されることとなります。年払いの返還保険料 27,440 円と比べると 6,860 円多く返還される（実際にはその金額を支払わなくて済む）計算となります。

保険契約が年払いを原則とするのか、月々払いも可能としているのか消費者が理解できにくい説明ではないかと感じました。相談者は納得できないままの結論となりました。

インターネット通販は簡単で便利ですが、契約に当たっては細かな質問などができにくい点もあります。S 社は電話の問い合わせも受けています。不明な点は十分納得するまで尋ねることがトラブル防止の基本です。事業者には、インターネット通販ならではの細かな配慮を望みます。

（以上）